

8月24日(土)、須賀川の花火大会を楽しみました。雨が心配でしたが、フィナーレまで傘をささず見ることができました。昨年は少し離れた中宿橋で見ましたが、今年は打上げのすぐそばの未来大橋まで足を延ばし、間近で迫力ある花火を堪能しました。未来大橋は有料観客席で占有されて歩けず、大きく迂回してリオンドール付近でも眺めました。どこも人・人・人でびっくりました。子供から若者・お年寄りまでゆく夏を惜しみ、花火大会を楽しんでいる様子を眺め、元気をいただきました。



【9月、10月の活動計画】

【須賀川地区産業安全衛生大会】 10月23日(午後3時30分から)

8月の定期資料配布時に「福島県産業安全衛生大会」の案内書を送付させていただきました。参加の申し込みをいただいたみなさん、ありがとうございます。

今月の資料配布時に須賀川地区産業安全衛生大会の案内をさしあげる予定でしたが、一部詳細が決定していませんので、正式の案内書ではなく、「通信」の記事としてお知らせをさせていただきたいと思います。

決定事項は 開催日：令和6年10月23日(水)午後3時30分
場所：ホテルサンルート須賀川
未決定事項は 講演をお願いする方が未定となります。

日時は決まっておりますので、皆さんにはご予約いただき大勢の方にご出席いただくようお願いいたします。なお、10月初旬には 須賀川地区安全衛生大会 の正式案内書をお送りいたします。ご了承下さい。



昨年の須賀川地区安全衛生大会受賞者

【衛生週間実施説明会】 9月5日

前月に案内書をお送りしており、すでに出席の連絡もいただいておりますので、記事として簡易に取り上げます。現時点で40名の参加申し込みがあります。事業場の「衛生週間」の準備に役立つ説明会にしたいと思います。

【理事会の開催】 9月10日

令和6年度も5カ月が経過し、今年度2回目の理事会を開催し8月までの中間報告及び年度後半へ向けて、「安全衛生大会」や「安全祈願祭」「労務・労災研修会」などの活動計画について報告し承認をいただきます。なお、通常理事会は年3回開催しており、3月に次年度計画と予算を審議し、4月に事業報告をまとめます。

【今後の須賀川労働基準協会の活動予定】

9月 5日(木)	衛生週間実施説明会
9月 6日(金)	リスクアセスメント講習会
9月10日(火)	理事会
9月20日(金)	フルハーネス型墜落制止器具特別教育
9月26・27・29日	玉掛け技能講習
10月1日(火)	福島県産業安全衛生大会
10月22日(火)	須賀川地区産業安全衛生大会
10月25日・26日	クレーン特別教育

【8月の活動報告】

＜教育講習の実績＞ 職長教育、職長・安責者教育

この二つ、よく似た名前の教育・講習ですが、それも当然のことで、建設関係の業種では「職長」が「安全衛生責任者」を兼ねることが多く、この二つの役職に対応する教育として職長教育に安全衛生責任者教育を加えて実施しています。業種によって受講する講習を選ぶこととなりますが、講習の内容としては「部下の教育」「事故発生時の対応」「リスクアセスメント」「安全施工サイクル」(安責者)など 共通する部分も多く、生産現場をトータルで管理し安全に仕事を遂行するために必要な教育講習です。法的には一度だけの受講ではなく、5年後には能力向上教育を受講することが推奨されています。



＜この写真は「職長教育」＞

＜事業場単体での教育講習＞ 大内新興化学工業(株)でリスクアセスメント講習

事業場としてリスクアセスメントの実施は「努力義務」であり、多くの事業場で実施されていますが、平成28年からは化学物質を取り扱っている事業場ではリスクアセスメントの実施が義務化されています。大内新興化学工業(株)殿から、3年連続で事業場単体でリスクアセスメント講習会のご用命をいただき、実施いたしました。講習会の開催は協会にとってありがたいことですが、教育講習の実施は事業場として安全衛生管理活動に対する真摯な姿勢がうかがわれます。近年、安全衛生管理に対する基本的考え方が変更され、従来から行われていた法律で規制・管理する方式から、自社でリスクアセスメントを実施し自主的に安全衛生管理を行う方向に変更され、リスクアセスメントの重要性が増しています。

【福島労働局からの情報提供】

衛生週間の準備月間である9月は「職場の健康診断実施強化月間」でもあります。福島労働局からこの健康診断実施強化月間の取り組みに対して協力依頼が届いております。資料全体は強化月間の「重点事項」・「留意点」を明示した文書と8点のリーフレットです。記事として、重点事項・留意点を抽出して掲載いたします。文書全体と8点のリーフレットは協会のホームページにアップしますので、ご確認ください。

＜重点事項＞

1. 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
2. 健康診断結果の記録保存の徹底
3. 診断結果に基づく医師又は保健師による保健指導
4. 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく検診対応
5. 健康保険法に基づき保険事業と連携
6. 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

＜留意点＞

1. 「重点事項」1と3に関連して 事業者として健康診断後の有所見者に対する医師からの意見聴取を考慮する。
2. 50人未満の事業場では地域産業保健センターの利用。



【協会のホームページもチェックをお願いします】

前頁の「講習会の予定の案内」や上記の福島労働局や監督署からの情報を協会ホームページでお知らせしています。チェックをいただき、ホームページ改良のため要望等があれば、お知らせください。協会ホームページのアドレス：<https://srkkyo.sakura.ne.jp/>
(注：httpの後に「s」が付き「www」はありません)